

宮崎県警察重要事件等捜査本部運営要綱の全部改正について（例規通達）

平成6年9月20日

例規第44号

この要綱は、重要犯罪その他の事件の発生に際して、特に捜査を統一的、かつ強かに推進する必要が認められるとき、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第22条の規定により設置する捜査本部について、捜査本部の組織や、効率的な運営等に関し基本的な事項を定めたもの。